

日田市規則第13号

日田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月26日

日田市長 原 田 啓 介

日田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

日田市国民健康保険運営協議会規則（昭和37年規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(会議の成立)</p> <p>第3条 協議会は、条例第2条第1項第1号から第3号までに規定する委員各1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</p>	<p>(会議の成立)</p> <p>第3条 協議会は、条例第2条第1項第1号から第3号までに規定する委員の各々半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。